

独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院面会規程

(目的)

第1条 本規程は、入院中の患者とその家族等との面会が患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であることから、患者と家族等との面会に関する基本的な考え方及び運用方法を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 感染対策等の正当な理由がない限り、面会を妨げない。

2 面会を制限する場合は、市中や院内の感染症の発生状況に応じて、面会の頻度、時間を検討し合理的な範囲とする。

3 必要以上に厳格な制限を行わない。

(面会時間及び面会人数)

第3条 面会時間および面会可能人数は、原則、次のとおりとする。

14時～20時 1回60分以内 人数4名以内 中学生以上に限る

2 有料個室利用者においては前項の時間内であれば、時間、人数制限はなしとする。

3 産科病棟有料個室利用者においては当院で出生したあかちゃんのきょうだいに限り、年齢制限はなしとする。

(面会場所)

第4条 面会場所は原則、病室または指定の面会場所とする。

2 所定の様式に必要事項を記載し、病棟入口で看護師に声をかけてから入室する。

(面会者)

第5条 面会者は、家族、親族、キーパーソン、患者に必要な支援者とするが、原則、小学生以下の面会は認めない。しかし、主治医が認めた場合はこの限りではない。

(面会の条件)

第6条 次に掲げる事項を面会の条件とする。

- ・手指衛生を行い、感染対策を徹底すること
- ・発熱や咳、嘔吐、下痢などの症状がある場合は面会を行わないこと
- ・同室患者の療養環境に配慮すること

(面会の制限)

第7条 患者の状態によっては主治医より面会を制限することがある。また市中の感染状況等を踏まえて、病院全体の面会を制限する場合はICTの助言を受けて、病床管理委員会で検討し幹部会議で承認を得るものとする。

(規程の見直し)

第8条 本規程は、感染状況・社会情勢・院内の状況等を踏まえ、定期的に見直しを行う。

附則

この規程は2026年6月22日から施行する。